

第2回タウンミーティングに係る町長室直通便の概要		
番号	質問・意見	回答
財政状況について		
1	借金の増加に対する反省点はないのか。	町債残高の増加は、これまでの社会資本整備や悪臭・公害など環境対策への対応、更には将来の財政負担低減を図るため借入れた三セク債（第三セクター等改革推進債）などによるもので、平成26年度以降は毎年度減少しています。これらの施策や事業は、時代の要請や住民ニーズ、また町の将来を見越し、真に必要なものに限定するとともに、社会経済情勢や国の動向などから、町の財政見通しを推測し計画的に進めてきましたが、景気低迷の長期化や町税や地方交付税の大幅な減少は、その時代に予測することは困難であったと考えています。
2	土地開発公社が破綻するまでに対処できなかったのか。	昭和40年以降の西大和ニュータウン開発に伴い、公共施設整備などが急務となり、昭和48年に土地開発公社を設立、その後、用地を計画的に先行取得し公共施設の迅速な整備を行うことで、まちづくりに大きな役割を果たしてきました。しかし、バブル経済崩壊以降、全国的な土地価格の下落とともに、町の財政状況が年々厳しさを増すなか、事業の縮小や見直しを余儀なくされ、公社が先行取得した土地の買戻しが進まなかったことで、運営が悪化したものです。なお、この状況は全国的な問題であったため、平成21年度に国が一定条件のもと三セク債の発行を認める制度が創設され、本町は平成25年度に借入を行いました。
3	事業などの目的で取得した土地開発公社の用地で、どうして狭小地が残ったのか。	昭和44年「同和対策事業特別措置法」の制定以降、昭和52年に着手した小集落地区改良事業では、対象区域のほぼ全域で住環境整備を行ってきました。土地買収も積極的に推進してきましたが、用地交渉の決裂などで解決に至らず、土地利用の計画変更が何度か行

第2回タウンミーティング

		<p>われたことで、事業後に発生する残地や事業用途外の土地は、隣地払い下げ用地として特定の者（隣地者、事業協力者）に払い下げる予定をしていました。しかし、時限立法の「地対財特法」が失効するまでの完遂を目指し、区域内の住環境整備を優先的に進める必要があったため、当該土地を払い下げ処分するまでには至らず、また、その後も希望者が無かったことから、それらの狭小地が現在も残っている状況となっています。</p>
4	<p>赤字団体とは、実質公債費比率で判断しているのか。</p>	<p>財政健全化法による早期健全化基準は重要であり、この基準を超えることはあってはならないと考えています。そのため、たとえ実質収支（歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を控除した額）が黒字であっても、実質公債費比率等が早期健全化基準を超えるようなことになれば赤字団体と同じ、という意味から発言をしたものです。</p>
5	<p>各種財政指標は将来的に下降するという点について、今後の公共施設長寿命化が考慮されていない中、H30年度以降は何を見込んで作成しているのか。</p>	<p>各種財政指標の見通しでは、実施時期や規模、費用が把握できる事業や施策等を見込んで作成しています。また、公共施設の長寿命化（改修）については、まず各施設の統合・廃止・縮小などを視野に入れた見直しを行い、存続する施設について耐震化を含めた改修を実施していきたいと考えています。そのため、各種財政指標の見通しについては、町の新たな施策や事業などを反映するとともに、今後の社会経済情勢や国の地方財政対策などに柔軟に対応できるよう、毎年度、見直しを行う予定をしています。</p>
6	<p>経常収支比率が今後も100%を超える年度がある中で、改善できるのか。</p>	<p>平成28年度は102.9%で、対前年度3.3%増加しています。これは、歳出（人件費、物件費など）で36百万円減少しましたが、歳入（町税のうち個人住民税、譲与税・交付金、普通交付税など）が180百万円減少しており、特に、歳入の減少は人口減少が大きな要因となっています。しかし、町財政が厳しいからと言ってこのまま何もしなければ、更</p>

		に人口が流出し、町が益々衰退していくため、早急な対策が必要であると考えています。そのため、更なる健全化による歳出削減と並行して、人口減少対策などによる流入促進や流出抑制を図り、町の活性化と増収に努めており、これらを継続的に進めていくことで、町の財政状況は着実に改善が図れると考えています。
7	実施公債費比率が25%を超えた場合の、町の認識が甘いのではないか。	一般的に、実質公債費比率に限らず財政健全化法に伴う指標については、早期健全化基準を超えれば注意（黄信号）、財政再生基準を超えれば危険（赤信号）と言われています。しかし、町では、早期健全化基準（黄信号）を超えることはあってはならないと考えており、そのため施策や事業を実施する場合には、将来の財政状況や指標の見通しを見極めながら進めてきたことから、これまで一度も早期健全化基準を超えたことはなく、また今後も超えることがないと見込んでいます。
認定こども園について		
8	認定こども園に賛成、反対という表現は厳密には正しくない。反対の中には認定こども園の建設費等を再検討すべきというものもある。また、議会が反対する理由がわからないのは十分な審議・説明がなされていないからではないか。	ご指摘いただきましたとおり、「賛成」、「反対」といった表現をしたことで、住民の皆様にご不快な思いをさせ、また、誤解を招いたことをお詫び申し上げます。今後におきましても、こども園事業計画の実現のため、議会議員の皆様のご意見を真摯に受け止め、十分な審議・説明に努めて参ります。
9	池部駅に至近という認定こども園計画地は具体的にどのように好立地なのか。	計画地の選定におきましては、まず、周辺環境や子どもの安全性を重視し選定したものであり、且つ、公共施設が集中している場所に近いことから働いている保護者の方が送迎時に所用で役場本庁舎などに立ち寄ることも想定でき、また、駅に至近であることにより一つの送迎方法として多様な状況に対応でき、生活面における利便性の向上などが期待できます。
10	こだわりの木造建築がなぜ必要か。認定こども園によって入園者や転入者が増える見通	木造建てにつきましては、一日の大半を過ごす子どもが園内の心地よさでストレスが緩

	<p>しか。小中学校の環境は後回しか。</p>	<p>和されることや教育・保育での集中力が増加する効果などがあるとされており、結果、保護者の方の安心にも繋がると考えております。人口減少への取り組み内容は様々であります。魅力ある町づくりの一環として教育を重点施策として掲げ、就学前教育・保育施設の環境整備と並行して学校再編成計画を進めているところであります。</p>
<p>11</p>	<p>認定こども園の予定地を見たい。現地で職員による説明もしてほしい。</p>	<p>こども園事業計画地へのご案内の件につきまして、住民の皆様を対象とした現地での説明会と致しましては、施設完成後の見学会を予定しており、現時点におきまして施設完成前における現地での説明会の開催は予定しておりません。</p> <p>なお、日程は未定であります。今後におきましてこれまでと同様の形式による説明会の開催を予定しており、現状を把握していただける写真や計画図面などの提示により、住民の皆様にご理解頂けるよう努めて参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>教育環境について</p>		
<p>12</p>	<p>認定こども園だけでなく、小中学校の教育環境整備も必要である。例えば、近隣町では小中学校にエアコンの設置が決まっているところもあるが河合町では計画があるのか。また、教育水準の低下を招かないような教育内容は考えているのか。</p>	<p>教育環境の整備につきまして、近年、小中学校のエアコンの設置が、全国的に進められています。河合町では、夏の暑さ対策としまして、扇風機を設置しましたが、日本全体が以前より暑くなっている状況で、扇風機では効果が少ないと認識していますので、これからは、小中学校のエアコンの設置について積極的に取り組んでいきたいと考えています。まず、第二小学校の大規模改修にあたりまして、エアコンの設置を計画しているところで、他の学校につきましても順次設置していきたいと考えています。</p> <p>他に、ここ数年間は安全な学校を目指し、各小・中学校の耐震工事を優先的に行ってきました。（平成27年度完了）更に、県内では他の市町村に先駆けて、全ての小学校にタブ</p>

第2回タウンミーティング

		<p>レット端末を整備し、ICTを活用した教育に取り組んでいます。</p> <p>このことは、新学習指導要領のテーマであります「主体的・対話的で深い学び」を実践していく上で重要なツールとなることは言うまでもなく、小学校における英語の教科化やプログラミング教育においても活用できるものであります。</p> <p>教育委員会では、学校教育をバックアップするため、今後もより良い教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>タウンミーティングについて</p>		
13	<p>タウンミーティングについての直通便についても町ホームページに掲載するのか。</p>	<p>掲載いたします。</p>
14	<p>最終会場の一小では、16時30分に終了しないといけない理由は。</p>	<p>タウンミーティングの会場は公共施設とはいえども常時及び自由に役場が使用できるわけではありません。今回は町内の各3つの小学校体育館でそれぞれ1時間30分の時間設定をし、準備・撤収時間など綿密に学校側とも打ち合わせをした上で開催しましたので、最後の会場（一小）のみ終了予定時刻を超過することはできません。さらに、終了時刻の後に他の予定がある方もいらっしゃったと思われます。時間内に質問できなかった方の為に町長室直通便も備えておりました。ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>